

第四十三回国会 衆議院 商工委員会 議録 第三号

昭和三十一年一月三十日(水曜日)委員長の指名で、次の通り小委員長及び小委員長を選任した。

金属鉱山に関する小委員長

- 小川 平二君 藏内 修治君
齋藤 憲三君 白濱 仁吉君
中村 幸八君 田中 武夫君
多賀谷眞稔君 松平 忠久君
伊藤卯四郎君

金属鉱山に関する小委員長

- 白濱 仁吉君
石油に関する小委員長
小川 平二君 岡本 茂君
神田 博君 始関 伊平君
首藤 新八君 白濱 仁吉君
田中 榮一君 中川 俊思君
早稲田柳右衛門君 板川 正吾君
岡田 利春君 田中 武夫君
多賀谷眞稔君 松平 忠久君
伊藤卯四郎君

石油に関する小委員長

- 小川 平二君
繊維に関する小委員長
浦野 幸男君 小川 平二君
海部 俊樹君 小平 久雄君
笹本 一雄君 中村 幸八君
南 好雄君 山手 満男君
早稲田柳右衛門君 久保田 豊君
小林 ちづ君 田中 武夫君
中村 重光君 西村 力弥君
伊藤卯四郎君
繊維に関する小委員長
中村 幸八君

昭和三十一年二月一日(金曜日)
午前十時三十八分開議

第一類第九号

商工委員会議録第三号

昭和三十一年二月一日

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事 岡本 茂君 理事 首藤 新八君

理事 白濱 仁吉君 理事 中村 幸八君

理事 板川 正吾君 理事 田中 武夫君

海部 俊樹君 藏内 修治君

小平 久雄君 笹本 一雄君

始関 伊平君 中川 俊思君

山手 満男君 岡田 利春君

小林 ちづ君 多賀谷眞稔君

中村 重光君 西村 力弥君

山口ソヅエ君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君

通商産業大臣 廣瀬 正雄君

出府政府委員 次官 渡邊彌榮司君

通商産業事務官 (大臣官房長) 島田 喜仁君

通商産業事務官 (重工業局長)

一月三十日

一月三十日
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
は本委員会に付託された

同日

同日
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)(予)
は撤回された。

本日の会議に付した案件

プラント類輸出促進臨時措置法の一

部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
○逋還委員長 これより会議を開きます。
昨日当委員会に付託になりました内閣提出、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

○逋還委員長
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
プラント類輸出促進臨時措置法(昭和三十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「支払義務」を「支払、機械又は装置の取替その他の必要な措置を講ずる義務」に「連約金を支払い又は当該連約金の支払い代えて機械若しくは」を「連約金の支払、機械又は」に改める。

第四条中「連約金の支払限度額」を「第二条第六項の義務の履行のための負担の限度額」に改める。

附則第三項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和四十二年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
プラント類の輸出の促進を図るため、連約金の支払義務を伴わない保証条項を含むプラント類輸出契約につい

て補償契約を締結することができるとするとともに、プラント類輸出促進臨時措置法の有効期間を四年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○逋還委員長
まず、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することといたします。福田通商産業大臣。

○福田通商産業大臣
プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。
最近における世界の貿易構造が、東南アジア諸国等の低開発諸国の開発計画の進展に伴い、重化学工業品の輸出に重点が移りつつあることは、御承知の通りであります。このような情勢に即応して、今後わが国の貿易規模を拡大していくにあたって最も有力なものは、プラントの輸出であると確信する次第であります。すなわち、プラントの輸出は、一件当たりの契約規模が巨額であるのみならず、技術の輸出を伴うものとして外貨手取り率、付加価値率ともにきわめて高く、また、相手国に与える経済協力効果、市場開拓効果がきわめて大きいものがあり、その意義はきわめて重要であります。

このようなプラント輸出の重要性にかんがみ、政府は、すでに日本輸出入銀行の融資、輸出保険制度の運用、延べ払い条件の緩和等の措置を講ずるとともに、昭和三十四年六月、プラント類輸出促進臨時措置法を制定し、プラ

ント類の輸出者等がいわゆるコンサルティングの欠陥によってこうむる損失の一部を政府が補償することとし、わが国のプラント輸出の促進に努力を傾注してきたのであります。
しかるに、同法は、四年間の限時法でありまして、昭和三十一年三月三十一日限りで失効することになっております。政府といたしましては、同法の有効期間を四年延長し、昭和四十二年三月三十一日までとするともに、同法がプラント輸出の促進に一そう有効なものとなり得るように、同法の対象となるプラント類の輸出契約の範囲を拡大することといたしました。ここに本法律案を提出いたしました次第であります。以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞよろしく御審議の上、御賛同下さるようお願いいたします。

○逋還委員長
以上で本案についての趣旨の説明は終わりました。
なお、本案についての質疑は、後日に譲ることといたします。
次回は公報をもって御通知することといたし、本日はこれで散会いたします。

午前十時四十二分散会

昭和三十八年二月五日印刷

昭和三十八年二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局